

## 令和7年第3回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和7年 9月10日(水)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（総務経済常任委員会・広報公聴常任委員会）	7
6		一般質問	8
7	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて〔令和7年度秩父別町一般会計補正予算（第3号）について〕	25
8	議案第33号	町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について	26
9	議案第34号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について	28
10	議案第35号	秩父別町奨学資金条例の全部を改正する条例の設定について	29
11	議案第36号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	32
12	議案第37号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	32
13	議案第38号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	32
14	議案第39号	工事請負契約の変更について（秩父別町義務教育学校長寿命化改修工事）	34
15	議案第40号	令和7年度秩父別町一般会計補正予算（第4号）について	35
16	議案第41号	令和7年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	45
17	議案第42号	令和7年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	46
18	議案第43号	令和7年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	46
19	認定第1号	令和6年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について	47
20	認定第2号	令和6年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	47
21	認定第3号	令和6年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	47
22	認定第4号	令和6年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	47
23	認定第5号	令和6年度秩父別町農業集落排水事業会計決算の認定について	47
24	認定第6号	令和6年度秩父別町簡易水津事業会計決算の認定について	47

## 令和7年第3回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和7年9月10日（水曜日）

開催場所 秩父別町議会議場

開催時刻 午前10時00分

### 出席議員（9名）

9番	大野	敬	君	8番	藤岡	浩	文	君
1番	松永	徹	君	2番	金子	利	生	君
3番	眞島	秀樹	君	4番	岡崎	稔		君
5番	中西	伴浩	君	6番	寺迫	公裕		君
7番	早川	正剛	君					

### 欠席議員（なし）

### 出席説明員

町長	瀧谷	信人	君	副町長	竹内	剛	君
教育長	早川	聰	君	総務課長	中野	慎	司
会計管理者	内山	潔	君	建設課長	笹木	雄介	君
住民課長	塩地	勇夫	君	産業課長	大山	達美	君
企画課長	北垣	慎二	君	教育次長	成瀬	義弘	君
農委事務局長	植田	一至	君	農委會長	吉田	光博	君
代表監査委員	蓑口	洋次	君				

### 欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長 宮本幹夫君  
書記 北俊紀君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

5番 中西伴浩君  
6番 寺迫公裕君

## 議事の経過

### (開会宣言)

議長（大野君）

ただ今から、令和7年第3回秩父別町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### (日程第1 会議録署名議員の指名)

議長（大野君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番 中西伴浩議員、6番 寺迫公裕議員を指名します。

---

### (日程第2 会期の決定)

議長（大野君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月12日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から9月12日までの3日間に決定いたしました。

---

### (日程第3 諸般の報告)

議長（大野君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（宮本君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、承認第4号の1件、議案第33号から第45号までの13件、認定第1号から第6号までの6件でございます。

次に、議員から提出された意見案が 1 件ございます。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出についてがございます。

なお、町長から令和 6 年度地方公共団体の財政健全化法に係る財政指標の報告、監査委員からは 7 月から 9 月までに実施いたしました例月出納検査の結果が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（大野君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

（日程第 4 行政報告）

議 長（大野君）

日程第 4 、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、第 3 回町議会定例会を招集いたしましたところ、収穫期を迎えた大変お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

6 月 13 日の第 2 回町議会定例会以後の行政執行の主要な事項について、申し上げます。

始めに、職員の新規採用について申し上げますが、本年 7 月 1 日付けで、一般事務職 1 名を採用いたしました。

採用した職員は、旭川市のご出身でこの春、北海道教育大学旭川校を卒業された衛藤紫龍さん、22 歳の方で、現在は総務課で勤務をしております。

本年 3 月に実施した職員採用試験を優秀な成績で合格された方であります、今後の活躍を大いに期待するところであります。

次に、寄附の採納について申し上げますが、7 月 11 日に旭川市の旭川トヨペット株式会社代表取締役社長の遠藤穰様が役場にお越しになり、10 万円相当の花苗のご寄贈をいただきました。

地域に根ざした社会貢献活動として実施されている、トヨペットふれあいグリーンキャンペーンの一環の取り組みでありまして、ご寄贈いただいた花苗はベルパークちっぷべつの花壇に植栽し、来場される方々に楽しんでいただいておるところでございます。

旭川トヨペット株式会社様は、令和4年から本町でこの活動を展開しておりまして、今年で4回目となるご寄贈ですが、度重なるご厚意に感謝申し上げますとともに、旭川トヨペット株式会社様の益々のご隆盛を祈念申し上げるところでございます。

次に、8月19日、札幌市にお住まいの小竹数博様が役場にお越しになり、10万円のご寄附をいただきました。

小竹様は、西栄町内にお住まいでありました、故小竹美數様、トシ子様のご子息で、「生前、両親が大変町にお世話になりました。そのお礼にかえて。」ということでのご寄附でございました。

有難く採納させていただき、有効に活用させていただく所存でありますし、小竹様のご健康とご多幸をお祈り申し上げるところでございます。

次に、歯科医師の着任についてご報告申し上げます。

昨年5月に佐々木正人先生が退任されて以後、臨時的な措置として千歳市で開業されております、村田勝幸先生に週1回の診療をお願いするとともに、常勤の歯科医師確保に努めてまいりましたところであります。

その結果、昨年11月に福島県鮫川村の歯科医院に勤務されており、小松正三氏から応募がありまして、本町にお越しをいただき面談をした結果、本町の会計年度任用職員として、勤務いただくことといたしました。

小松先生は、昭和40年生まれの60歳で、平成6年に北海道医療大学大学院をご卒業された後に、道内の歯科医院で勤務され、平成11年からは出身地の福島県に戻られ、歯科医師として地域医療にご貢献されてきた方であります。

小松先生には、9月1日から診療をお願いしておりますが、診療日が月曜日から金曜日までの週5日となることから、本町の医療環境が向上し、町民の健康増進が図られるものと期待をしているところであります。

小松先生には、これまでのご経験を活かしながら、ご活躍をいただきたいと願っておりますし、昨年から本町の歯科医療を支えていただきました、

村田先生には心から感謝申し上げる次第であります。

次に、農作物の生育状況についてご報告申し上げます。

水稻については、5月以後、降水量が少ない状況ではありましたけれども、幼穂形成期の6月中旬以後は高温多照で推移したことから、生育が平年よりも早い状況で推移し、8月28日から収穫作業が開始されております。

空知農業改良普及センター北空知支所が発表いたしました9月1日現在の水稻の生育状況は、平年より6日早く、穂数は平年を下回っているものの稈長は長く、穂長は平年並みでありました。

小麦に関しましては、一部で倒伏が見られたものの、作業は概ね順調に推移し、7月下旬に収穫作業が終了しております。

面積あたりの茎数は平年より少なく、製品歩留まりにつきましては、昨年を若干下回る見込みとなっております。

ブロッコリーは、現在10から11作型の収穫期を迎えておりますが、今年は、6月からの高温と7月に雨が少なかったことなどが影響し、不整型が多く出た作型もあり、出荷数量は昨年同時期に比べまして30%ほど減少している状況であります。

製品単価につきましても、昨年よりも10%程度低い価格で取り引きされております。

花卉に関しましては、スターチス・シネンシス・ダリアを中心に出荷されておりますが、出荷数量は昨年同時期と比べますと30%ほど減少し、製品単価も平年より低い価格となっております。

例年、農林水産省から発表されていました水稻の作況指数につきましては、本年度から廃止されましたが、8月末に北海道農産協会が実施した調査によりますと、令和7年道産米の作柄は「収量は平年並みで品質は良」と予想されているところであります。

生産者の皆様におかれましては、事故等に留意され、収穫作業を終えますことをお祈り申し上げ、農産物の生育状況及び出荷状況の報告といたします。

最後に、工事の入札結果についてご報告申し上げます。

7月9日に執行いたしました、令和7年度水道メーター器取替工事について申し上げます。

工事の概要につきましては、令和 8 年度に検定の有効期間の満了を迎える 193 台分の水道メーター器の取り替えを行うものであります。

落札者は、寺迫工業株式会社で落札額は税込み 5,445 千円、落札率は 97.06 パーセント、工期は 7 月 11 日から 10 月 30 日までとしております。

この他 10 件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に資料を配付しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げまして、私の行政報告とさせていただきます。

有難うございました。

議 長（大野君）

次に、教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（早川君）

教育行政報告として、始めに令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果についてご報告申し上げます。

本調査は、国語と算数・数学及び理科の 3 教科について、小学 6 年生と中学 3 年生を対象に 4 月 17 日に実施され、理科については 3 年ぶりの実施となりました。

調査結果は、秩父別小学校・中学校の全ての教科で全国平均を上回る結果となり、平均正答率は、小学校で国語が 77 パーセントで全国平均を 10.2 ポイント上回り、算数が 68 パーセントで 10 ポイント、理科は 67 パーセントで 9.9 ポイント上回りました。

中学校は、国語が 60 パーセントで全国平均を 5.7 ポイント、数学が 59 パーセントで 10.7 ポイント、理科は 64 パーセントで 6 ポイント上回りました。

調査結果の分析によりますと、小中学校ともに全ての領域で全国平均を上回りましたが、改善を要する課題も確認されております。

小学校では、国語の記述式問題で高い成果が見られ、考えを文章で表現する力が育っている一方で、読むことの領域に課題が見られました。算数では、計算や基礎知識の定着は良好であるものの、図形の領域に課題があり、理科では、エネルギーを柱とする領域が他の領域に比べて正答率が低

い状況が明らかになりました。

中学校においては、国語の記述式問題に課題があり、自分の考えを文章にまとめて表現する力の向上が必要あります。数学では関数の領域、理科では小学校同様エネルギーを柱とする領域において、他に比べて正答率が低く、更なる改善の余地があることがわかりました。

これらの結果を踏まえ、各学校においては、問題の解き直しや授業改善に結びつく取り組みを進めております。

また、何を教えるかだけでなく何ができるようになるかという視点に立ち、主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善や、各種テスト結果を踏まえた苦手分野克服の取り組みを積み重ねており、そういった取り組みが、今回、全ての教科で全国平均を上回る結果に繋がったものと受け止めております。

教育委員会といたしましては、学習環境の整備や公設学習塾による学習支援に加え、学校・家庭・地域の連携により、自立した人、協働できる人、創造性に富む人の育成に向け、本町の子ども達に関わる全ての関係者が一体となった学力向上の取り組みを引き続き進めてまいります。

今後とも、学校関係者や保護者をはじめ、町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、令和7年度全国学力・学習状況調査の報告といたします。

次に、外国語指導助手の招致についてご報告申し上げます。

本町の外国語指導助手として勤務しておりましたアレイナ・リム・ビーレイさんが7月31日に離任され、アメリカへ帰国されました。

本町には令和6年8月1日に着任し、1年間勤務されました。その間、小・中学校での授業を始め、認定こども園やちっぷ子ふれあいスクールでの英語クラブなど熱心にご指導いただきました。また、勤務時間外にはポップカルチャークラブなどを通じて、町民の皆さんとの交流にも積極的に取り組んでくださいました。

アレイナさんには、本町での英語指導にご尽力いただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、今後の更なるご活躍を期待しております。

新たに招致いたしました外国語指導助手のジェイド・スマグルスキーサンですが、アメリカ国籍の女性で、バージニア州にあるランドルフ・メー

コン大学で英語を専攻し卒業されております。

日本への関心が高く、大学では日本語を副専攻として学ばれ、今回が初来日となります。

8月4日に着任されましたが、一日も早く本町の生活に慣れていただき、児童生徒を始め町民の皆さんと親しく交流されることを期待するところでございます。

次に、寄附の採納について申し上げます。

6月20日、筑紫町内の松本徳一様より、町立図書館で役立ててほしいと、日本の伝統文化や自然に関する貴重な図書、計65冊のご寄附をいただきました。

松本様のご厚意に感謝申し上げ、有難く採納させていただき、町立図書館の蔵書として、有効に活用させていただく所存であります。

松本様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げ、寄附の採納についてのご報告とさせていただきます。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

議 長（大野君）

以上で行政報告を終わります。

---

#### （日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（大野君）

日程第5、所管事務調査の報告をいたします。岡崎総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長（岡崎君）

別紙により報告

議 長（大野君）

次に、眞島広報公聴常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長（眞島君）

別紙により報告

議長（大野君）

ただ今の総務経済常任委員会委員長の報告及び広報公聴常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。

（ありませんの声）

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告は報告済みといたします。

---

（日程第6 一般質問）

議長（大野君）

日程第6、一般質問を行います。4番 岡崎議員の発言を許します。

岡崎議員。

4番（岡崎君）

議長のお許しをいただきましたので、市街地のバラにつきまして、町長にご質問をさせていただきたいと思います。

平成11年度に道北最大規模のローズガーデンちっぷべつがオープンし、多くの来園者が訪れ、秩父別町の観光振興に大きな成果を挙げていることは多くの人たちが認めるところであります。

更に、平成13年度には国道233号線の本町市街地の植樹枠にバラを植栽し、景観の向上を図ると共に、開発局が設置した融雪溝の利用者の協力を得まして、当初は指定管理者の振興公社が、その後は現在の指定管理者が、沿線住民の協力を得ながら、植栽されたバラの維持を行っているものと理解をしております。

開発局も、ローズタウンちっぷべつルート233と名称を付けて、2条1丁目にはPR看板を設置し広く周知を図っているところでございます。

さて、秩父別町議会では、先ほど眞島委員長から報告がありました通り、広く町民の意見や要望を把握することを目的に、町民との懇談会を開催し、現在では5回目を終えており、多くの意見要望を聴かせていただいております。

その中に、市街地のバラ、いわゆるローズタウンちっぺフルート 233 に関して、最近は貧弱になり雑草が生えていたりしてイメージが悪い、どうにかならないかとの意見要望がございました。

私が独自に調査をいたしましたが、沿線には 68 ヶ所の植樹枠があり、バラが植樹されている枠が 34 ヶ所であり、実に、半分しかバラが植わっていませんでした。

更に、バラの木も昨年までは木の高さが 1 メートル以上の立派なバラが相当数あったと記憶しておりますが、そのようなバラは皆無でございました。

まさに、懇談会での指摘、要望のあった通りの状態であると認識したところであります。

このような状態になった原因は多々あるとは思いますけれども、沿線の住民がいなくなり過疎化したこと、住民の方は隣接する空き地に面したバラの管理まではし難い、個人ではなく、団体の敷地に面する植樹枠は管理することが困難等の要因があるものと思います。

私は、これらの解決策として秩父別町国道融雪施設利用協議会の協力を得ることが最善の方法であると思います。

但し、無償での協力ではなく、それ相当の金額を協議会に支払い、協力を得てはどうかと思います。

協力を得るのは水やり、雑草の除去、できれば枯れた花の除去に留め、追肥や殺菌消毒は従来通り、指定管理者が行う方法が良いのではと考えます。

その方法が困難と判断した場合は、全ての管理をバラ園の指定管理者に管理料を上乗せするなどの対策を講じ、現在のみじめなローズタウンちっぺフルート 233 を解決してはどうかと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いします。

議 長（大野君）

町長。

町 長（瀧谷君）

岡崎議員のご質問にお答えいたしますが、町では、平成 11 年度のローズガーデンちっぺべつの開園以来、バラの町として観光の振興に努めてまいりましたところであります。

また、本町を通過する観光客等にですね、「バラのまち秩父別」を周知することを目的として、国道 233 号線の市街地の歩道改良に併せて、北海道開発局にバラを植栽する桵の設置をお願いいたしまして、整備が完了した翌年の平成 13 年度からバラの植栽を行ってきたところであります。

市街地のバラにつきましては、植栽が始まった当初から、苗木の移植・撤去、施肥、苗木の剪定、病害虫の防除はローズガーデンちっぺべつの管理者が行いまして、植樹桵の除草や散水などの日常管理は地先の住民の皆様に協力を得ながら実施をしてまいりまして、官民双方による協働のまちづくりの草分け的な活動として管理が行われてまいりました。

その後、これらの活動が評価されまして、平成 15 年に北海道開発局からローズタウンちっぺフルート 233 の認定を受けたところであります。

移植されているバラにつきましては、当初は背の高いスタンダードローズを植栽していましたけれども、地域の方から交通安全上危ないというご意見をいただきまして、背丈の低い品種に変更したところでございます。

その後、歳月の流れとともに老朽化が進みまして、年々着花の数が減少してきましたので、令和 5 年度から 3 ヶ年かけて計画的に更新を進め、本年度で全ての苗木の入れ替えが完了したところであります。

新しい苗木では、長期間にわたり植栽するために、若い苗を購入していることから背丈が低い状況であります。年々成長して最終的にはこれまでのものと同程度の大きさになるというふうに考えておるところでございます。

植樹桵につきましては、69 ヶ所整備されましたけれども、当初から全ての桵にバラが植栽されていたわけではございませんので、その後も、農薬のアレルギーですとか、交通安全上の問題から、地先の住民や団体の皆さんから移植を拒まれるケースが増えまして、歯抜け状態となっておりまして、現在は 36 ヶ所まで減少しているところでございます。

これまで適正な管理に努めてまいりましたけれども、近年は、人口減少による空き家・空地の増加、さらには地域住民の高齢化に加えまして、最近の酷暑による熱中症を避けることから屋外での作業を敬遠する傾向にありまして、管理が行き届いていないという部分も散見されております。

国道はメインストリートでありますし、今年のこのような状況は、来訪する方々への印象も悪く、岡崎議員のおっしゃるとおり改善の必要性を感じているところであります。

そこで、議員ご提案のように有償で国道融雪施設利用協議会の協力を得ることも一つの方策だと思いますけれども、それ相応の費用を負担するのであれば、栽培管理に熟達したローズガーデンちっぷべつの指定管理者の業務に追加し管理することが望ましいと考えております。

しかし、住環境の整備を考えた時に、自分の周りは自分たちで整備いただきたいと考えておりますし、コミュニティが希薄になってきている昨今において、地域の住民の方々が、例えば環境の美化の日を定めて、共同作業で雑草を抜くとか、枯れた花を除去することが協働のまちづくりを進める上でも、重要なことかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、時代の流れとともに、設置当初と状況が大きく変わってきておりますことから、今後のバラの植栽方法や管理方法、さらには植樹枠の必要性も含めて検討する時期が来ていると考えておるところであります。

岡崎議員は議員活動として、町民の皆さんとの懇談会において出されたご意見のようありますけれども、町といたしましても、この秋に予定しております町政懇談会において、この話題を投げかけまして、皆さん方のお考えをお聴きしながら、今後の対応について考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようにお願い申し上げます。

議 長（大野君）

岡崎議員。

4 番（岡崎君）

はい、有難うございました。

今の町長のお話を聴いておりますと、町政懇談会等を開いて町民の意見を聴いて、さらに検討を加えるというようなお話でございましたけれども、仮に町民の方々がもう管理するのは大変だと、バラの植栽はやめてくれというような話になった場合には、やめてしまうということで、そういう考えだということで判断してよろしいでしょうか。

議 長（大野君）

町長。

町 長（瀧谷君）

ご意見というのは、国道上の沿線の方のご意見も含めて、町民の皆さん方からいるよと、管理はできないけれどもあった方がいいねという声であれば、今ほど申し上げました例えば指定管理者の管理費用に上乗せをして管理を続けていくという方法もありますし、多くの方がいらんということになれば、何分少し検討させていただきたいというふうに思っております。

議 長（大野君）

岡崎議員。

4 番（岡崎君）

私の見てきた限りですね、バラと共にきれいな花を植樹枠に植えてですね、管理してくれている方も何軒かいらっしゃいます。

ところが、そのすぐ隣の植樹枠には何も植わっていないと。1メートル以上もある稗だとか藜だとか生えているというような形で、そのきれいに管理してくれている人の隣の枠でさえそういう状況ですので、やはり自分の敷地に面したところ以外のところは、なかなかそういう気持ちのある人でも触りづらいのかなというような感じを受けたところなのですよね。

ですから、何て言うのですか、私が言いましたその融雪溝の協議会等

がみんなでやるよと、やろうよという話になれば、隣の荒れた柵もそういう気持ちのある人は全部管理してくれるのかなというような気がしたものですから、今こういう質問をさせていただいたのですけれども、町長がその協議会ではなく、やるとすれば指定管理者がやるべきだというふうにお答えいただきましたけれども、私はそれはそれでいいと思うのですよね。

ですから、できればですね、公共の場所と言うのですか、役場の前であるとか、それから農協さんの前であるとか、お寺が2ヶ所ほどございます。それからセイコーマートさんであるとか、そういうところもですね、かなり植わっていないところがかなりあるのですよね。

せっかく開発局がローズタウンちっぺフルート233とかっていう名前をつけてですね、やってくれているのですから、一時は非常にきれいだと、素晴らしいねと言ってくれた町外の方々もいましたけれども、今ではもうどこにバラがあるのか分からぬというような状況ですので、できればそんな形で、指定管理者でも、融雪溝の協議会の方でもいいのですけれども、協力を得ながらですね、全ての植樹柵にバラが植わってですね、きれいに管理されているというような形にしていただければというふうに思いますので、その辺の検討もよろしくお願ひいたしたいと思います。

議 長（大野君）

町長。

町 長（瀧谷君）

岡崎議員が言われるのももっともだと思いますけれども、当初ローズタウンちっぺフルート233の認定を受けた時には、開発局・秩父別とそれから道路、国道融雪溝利用者協議会ですか、その3者が共同で管理することという協定書になっておりまして、それが条件で認定受けたところでございますけれども、認定を受けまして今、先ほど申しましたように、おそらく国道の方々、国道沿線の利用者協議会の方々にですね、全てをですね、お願いすることは大変厳しいと思っております。

ただ私の、個人としてはやはり自分の周りぐらい自分で掃除してほしいという頭があるものですから、先ほど申し上げたのですけれども、これは業者の方でもやってもらって、全部植えてくれるのであれば、やつていいこうと思っております。

ただ、当初、先ほど申し上げましたように、農薬のアレルギー持っている方だとか、見え方、歩道から見通しが悪くなるから植えんでくれっていう人がいるものですから、そこまでうちが植えることにはならんというふうに考えるところで、岡崎議員が言われるようにならんと全ての桺に埋まるとは当然思いません。

それから、もうすでに、どことは言いませんけれども、桺に舗装をかけて埋めてしまっているところもあるものですから、それらも含めてですね、これから町政懇談会の中で、沿線の方含めてですけれども、町民の方全部からあそここのバラがどうなのだいっていうことを確認しながらやっていきたいと思っておりますし、今後としては例えば隣町ではですね、桺ではなく、夏場になると花壇というか、何ですか、花を吊るようなものでプランターみたいなものを立てて、きれいだなというところもあるものですから、それも含めてこれからの方を検討していきたいというふうに思っております。

議長（大野君）

岡崎議員。

4 番（岡崎君）

有難うございます。

いずれにしてもですね、あまりみすぼらしい形というか、そんな形にはしたくないなという思いは、皆さん同じではないかと思います。

いい方法をぜひ検討していただきたいと思いまして、お願ひいたしまして、私の質問を終わります。

議長（大野君）

以上で岡崎議員の質問を終わります。次に3番 眞島議員の発言を許

します。　眞島議員。

### 3 番（眞島君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、農地の賃貸借契約に伴う契約期間について、農業委員会吉田会長にご質問をさせていただきます。

近年、農業経営の高齢化や後継者不足などに伴い離農が続き、毎年農地の売買や賃貸の斡旋も多く、委員の皆さんもお忙しい思いをしていることと思います。

そのような中、本町における農地の賃貸借についてご質問をさせていただきます。

本町の農業委員会は、農地法に基づき手続き等が進められていることと思いますが、賃貸借の契約期間は貴委員会では複数年契約が主流ではないかと伺っております。

その理由として、賃貸借により農地の拡大を目指すとなるとそれぞれの農家さんにおかれましては、生産資材費の増大、または面積次第では農業機械への投資などの支出に見合った収益を確保するというのが理由であったかと思います。

よって、貴委員会では単年度の賃貸借契約は極力行わないようしているものと伺っておりますし、委員会の規約の中には単年度契約についての規定も無いとも伺っております。

しかしながら、突発的な事故並びに病気など諸事情により貸主と借主の話し合いのもと単年度での契約も必要になることがあるのではないかと思います。

そこで本町の農業委員会において、単年度での賃貸借契約を認めていただく方向で検討されてはいかがかと思いますが、農業委員会吉田会長のお考えをお伺いいたします。

### 議　　長（大野君）

農業委員会会長。

農委会长（吉田君）

眞島議員のご質問にお答えいたします。

農業者の高齢化と担い手不足は本町のみならず、全国的にも深刻な問題であります。

農林水産省の統計によりますと、昭和35年の日本の農業従事者数は1,175万人でしたが、令和5年には10分の1の116万人に減少しております。

本町の農家戸数につきましても例外ではなく、人口がピークを迎えた昭和30年は866戸であったものの、現在は113戸と減少の一途をたどっている状況であり、それに伴い、農地の売買等も増加しているのが現実であります。

農地の売買や賃貸借に係わる権利の移動につきましては、農地法第3条に基づく、農地の所有者と買主又は借主と契約内容等を定める相対契約による許可と、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農業委員会の仲介による斡旋調整があり、いずれかの方法を選択し条件の合意がなされた後、農業委員会の総会を経て決定されることになります。

これまで農業委員会といたしましては、農地の移動に対しましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の斡旋調整を基本に、取引の状況を鑑みながら、農地法第3条による相対契約の許可を併用し対応してまいりました。

また、賃貸借契約に伴う期間の設定につきましては、出し手側の意向だけではなく、受け手側となる担い手の営農状況に加えて設備投資等の負担を考慮し、一般的に複数年の賃貸期間の設定を行ってきたところであります。

議員のご指摘のとおり、農業経営においては、突発的な事故や病気など諸事情により短期的に営農することが困難となる場合もありますことから、今後は農地の賃貸借につきましては、諸事情を考慮しつつ、公平・公正な取引となるよう農地法第3条に基づく単年契約も視野に入れながら対応してまいりたいと思います。

米の買い取り価格が上向いてはいるものの、依然として高齢化や担い手不足、生産資材の高騰など不確定要素が多い中、農業委員会といたし

ましては、食料の生産基盤を維持・確保できるよう、適切な農地利用の推進と遊休農地及び耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、担い手に農地の利用集積と集約化が図られるよう、適正な農地行政に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、眞島議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

議 長（大野君）

眞島議員。

3 番（眞島君）

ご答弁有難うございます。今回の質問、私一議員が農業委員会の独立性の干渉と捉えられかねないとは自分も危惧したところではございますけれども、あえてご質問させていただきました。会長にはご丁寧なご答弁有難うございます。

ただ今の答弁におかれましては、単年度の賃貸借は貸し手の方のデメリットが多いのが、単年度の契約に対しましてはね、多いことが原因なのかなとは思いますけれども、しかしながら、地主、貸主におかれましては、休耕することにより単年度では非常に雑草、例えば1年間休んで、次の年から水田を作りたいと、そういう方におかれましては、非常に雑草の管理、また肥培管理の問題も心配で、さらには急遽休耕となりますと、それぞれ休耕扱いとなりますので、土地改良区の賦課金、水利費ですね、そちらの方も当然ながら、水は使わなくても払わなくてはいけないのかなと。

そんなような形で、貸し手と借りている方が理解が得られれば、そといった面でも、いろんな面で雑草の発生防止並びに賦課金等々の費用の方でもかなりメリットが、助かるのではないかと、そういう意味でご質問をさせていただきました。

貸方または借方、両方の理解があれば、そといった心配がなくなりますので、そういうようなために単年度の対応を検討していただきたいということで、ご質問させていただきました。

そこで再質問させていただきますけれども、今後色々な諸事情、病気・

怪我に関わらず、いろんな諸事情でこのような单年度の斡旋、これを希望される両者が出るのかなと。

そう頻繁に出ることではないと思いますけれども、そのような場合、可能性がございますので、そういう場合のために委員会の中で、農業委員会の中で申し合わせ事項、マニュアル、さらには内規ですか、このようなことをご検討されてはいかがかなと思いますけれども、会長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長（大野君）

農業委員会会長。

農委会长（吉田君）

先程のご質問と被るところもあるかとは思われますけれども、私達農業委員会、皆さん大半が農業者で代表として出ている中で、基本的には他の組織なわけですけれども、農事組合だとか、そして今改良区さんの方で農地水もやってますので、そういう部分も協力と協議もさせてもらひながら、委員会だけで独自で貸し借りをするという形の検討はさせてはいただくのですけれども、関連機関もありますので、そちらの方からもいろんなアドバイスをいただきながら、今後だんだん減少していく農業者数が現状でありますので、その辺も検討しながら、委員会の中でもたお話もさせていただこうかなと思いますので、そのぐらいの前向きな検討をさせてもらうということで、お答えとさせていただきたいと思います。

議 長（大野君）

眞島議員。

3 番（眞島君）

有難うございます。この内規ですか、このようなものを作っていただきたいというのは、委員皆様方がそれぞれ共有して、納得した上での斡旋、こちらの委員とこちらの委員では違うと、そんなようないろんな不

平も出ると思いますので、その辺委員会の中で、私絶対やれとは言いませんけれども、検討していただければなというふうに思ってございます。

斡旋につきましては、それぞれ農業公社等も絡んでまいりますし、色々な先程会長が申し上げられましたように関係機関の絡みもあるのかなと思いますけれども、農業委員会の皆様方におかれましては、農地の番人とも言われてございます。

以前から私何回も使わせていただいてございますけれども、中立・公平な立場でのこれからのお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、私の質問を終わらせていただきたいと思います。有難うございました。

議 長（大野君）

2つ目をどうぞ。 真島議員。

3 番（眞島君）

それでは次の質問に移らさせていただきます。来年4月に開校を控える北空知初となる義務教育学校の開校に向けて、本日もそのような議題、関連の議案もあがっておりますが、一歩ずつその準備が進められているものと思っております。

それでは、通告書に基づきまして、令和8年度の開校を控えた義務教育学校の展望についてということで、早川教育長にご質問をさせていただきます。

昨今では、道内の人手不足が深刻化する中、千歳のラピダスの影響等で千歳市や北広島市の求人状況は活況であり、いよいよ石狩圏域への人口集中がより加速化され、少子高齢化が進む地域では危機感が増すばかりでございます。

例えば、認定こども園では職員の不足から一時保育が止まっており、広域入所により保護者の負担が増えているのが現状です。

また、開校後の義務教育学校での教員の確保は大丈夫なのでしょうか。

教員のなり手が不足していると言われており、南空知への異動希望が昔から多かったと思いますが、さらに顕著になるのではないかといった懸念

もあります。

そうなると教育の格差といった問題も心配されますし、子どもの将来のことを考え居住域を悩まれているといった話も聞きます。

教育長は、教育行政執行方針の重点施策で、こども園の職員と学校職員による一貫教育の推進であったり、特別な支援を必要とする子どもへの切れ目のない一貫した指導や支援に取り組むとありましたが、その実現には学校職員の確保が必要不可欠だと思いますし、所持するそれぞれの先生方の免許の都合もあろうかと思います。

そこで教育長にお伺いいたしますが、来年度の定数確保に向けて何らかのご検討をされているのかについてお伺いをしたいと思います。

議 長（大野君）

教育長。

教 育 長（早川君）

眞島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

近年、国内における教員のなり手不足は深刻化しており、全日本教職員組合の調査では、昨年全国の公立学校で4,700人以上の教員が不足しているとされております。

主な要因は、業務負担の大きさから教員を目指す人の減少、そして定年退職者の増加や特別支援学級の増加による必要な教員の増加などが挙げられております。

さて、議員ご指摘の教員の確保についてですが、まず、小中学校の教員配置につきましては、国が定める公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づきまして算出される、基礎定数に、一定の課題解決を目的とした加配定数を加えた人数を標準といたしまして、北海道が定数を定め、配置される仕組みとなっており、各学校の正規の教員は原則として確保されることとなっております。

したがいまして、定数等につきましては、市町村にその権限はないこととなります。

しかしながら、予期せぬ自己都合退職、再任用の辞退、産休・育休の

増加や長期化、病気休暇の増加などによって、正規の教員が配置できない場合に欠員が生じ、代替教員の配置ができず、教員不足が生じているのも事実であります。

空知管内でも、補充できていない学校が8月1日現在で4校あると聞いておりますが、本町においては幸い欠員は生じておりません。

また、地域間異動の偏りにつきましても、南空知への異動希望は多いと承知しておりますが、空知管内全体で人事異動の調整が行われているため、大きな格差は生じていない状況であります。

ただ、来年度に開校する義務教育学校が万全の状態で運営されるには、教員の確保は極めて重要な事項であると認識しております。すでに令和8年度からの校内体制の検討に着手しているところでもあります。

また、人事異動につきましては、同一校での勤務年数や教員の専門性・希望を考慮しつつ、学校の実情を踏まえて配置が決定されますが、教員確保は本町における教育目標達成のための、重要項目と捉え努めてまいります。

さらに、先ほど申し上げたとおり、予期せぬ欠員が発生する場合もあり、その際には速やかに補充がされるよう、道と連絡を密にし、継続的に安定した教員確保を働きかけてまいります。

また、義務教育学校における教員の免許状につきましては、小学校及び中学校の教員の免許状を両方併有することが原則とされておりますが、当分の間は小学校または中学校のいずれかの免許状を有していれば、それぞれ前期課程または後期課程の主幹教諭、教諭として勤務することが可能であります。そのため、免許の違いによって直ちに配置が困難となることは無いと考えております。

いずれにいたしましても、義務教育学校において、一貫教育や特別な支援を必要とする子どもへの切れ目のない支援を実現するために、質の高い教育を提供できるよう、人材の確保に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、ご質問へのお答えとさせていただきます。

議 長（大野君）

眞島議員。

3 番（眞島君）

はい、大変ご丁寧なご答弁有難うございます。

今回の質問の中に認定こども園も若干教育長の執行方針の中に入つてございましたので、質問させていただきました。

この保育園につきましては、いろんな面で父兄の方からの要望等も来てございますので、これからも引き続き義務教育学校と繋がりがあるわけでございますので、一貫教育の推進にご尽力をいただきたいというふうに思つてございます。

また、教員の先生につきましては、先ほど詳しくご説明をいただきまして、私のちょっと頭ではついていけないところもあるのかなとは思いますけれども、これから義務教育学校がスタートするわけでございます。

本当に私が1番心配しているといいますか、先生の今、先ほども教育長ご説明ございました、非常に教員不足が心配されていると。

もう小学校・中学校・高校、全てがそういうような状態に今なつているというようなこともネット等々で調べさせていただきまして、かなり緊迫したような状態に今なつていると、そのようなこともお聞きしてございます。

そこで、色々な先生おられるわけでございますけれども、これから義務教育学校始まるわけでございます。

先生方におかれましては、色々得意・不得意があろうかなと思いますけれども、先生ですのでほとんど差はないのかなと思いますけれども、やはりスポーツに長けた先生、さらには英語等々、またはコンピューター関係ですか、そういうような関係にも長けた先生がおられると思いまして、人事のことについては、校長先生の方から教育委員会の方に色々な方針がいって、教育委員会から道の方に申請をされるのかなと、そんなようなことも書かれてございましたけれども、この田舎を好んで来る教員の方もおられると思いますので、ぜひ、もし要望ができるのであれば、そういう田舎の、こういうところにも進んで来てくつれ、いろんな地域の方、また人口で、いろんな面で心配をしていただける、そして生

徒方を育てていけるような、そのような先生もできれば要望を、先ほどの答弁ですとできないような感じでございますけれども、そういったこともできるのかなというふうに思います。

私も小さい頃剣道をやってございましたけれども、よくその頃の議員の先生方が秩父別に剣道をやる先生を連れてこいと、よく教育委員会の方の職員に言っていたこともかすかながら覚えていることでございますので、そういったもし要望ができれば、この地域に合った先生方、そういう方も引き抜き、連れてきていただきたいなというふうに思ってございます。

教員については心配ないということでございますので、安心してございます。

本町におけるこれから教育に対して、町民の理解と子ども達がこの町で生まれてよかったですと、そう言っていただけのような思いでこの質問をさせていただきました。

最後に 1 点伺いたいと思います。令和 6 年度で全道 28 校の義務教育学校が開設しております。

それぞれの学校で色々な地域の特色を活かした学習及び町の P R を兼ねてますが、例えば炭鉱地の学校であれば、炭鉱やその文化、歴史などの学習等、そして P R 活動等学校をあげて、父兄・教員も一緒になってやっていただいていると、そんなような学校もあると聞いてございますし、または I C T ですか、これもパソコンの関係ですけれども、こういった屈指の学校にするということで、目指している学習をやっている学校もございますし、さらには今度始まる 1 年生から 9 年生までみんなが一体となって春に種をまいて、野菜をつくって、そして秋にみんなで収穫をして、料理をして、地域の皆さん・教員の先生方・生徒とそういうような普通の学習とは違うコミュニケーションのとれるような、そういうようなところをやっている学校もあると聞いてございます。

秩父別におかれましては、農業、小さな町ではございますけれども、農業といったそういうような自然の中で学べる学習があるのではないかと思われますが、これにつきましては学校や生徒・父兄・教育委員会等が連携して取り組まなければいけない、ちょっと難しい問題なのかとは

思いますが、まだスタートラインに立っていない状況ですが、少ない生徒、田舎の学校ならではの学習を検討されてはいかがではないかと思います。

検討されてはいかがでしょうかと、教育長に1つ今現在でお答えのできる範囲で結構でございますので、そのような学習を何か考えておられるのか、お答えをいただければと思います。

議長（大野君）

教育長。

教育長（早川君）

義務教育学校の開設にあたりましては、当然ながら1年生から9年生となります。

その中で系統性を意識した授業、または各種行事を検討しているところでありますし、教育行政執行方針でもお話をさせていただきましたように、キャリア教育とかふるさと教育、こちらの方にも力を入れていきたいなというふうに考えておりまして、校長会などにおきまして、校長と色々検討いただくように指示をしているところであります。

今後の義務教育学校につきましては、義務教育学校ならではの教育課程、そういうものも意識しながら、当然ながら勉強におきましては、小学校課程の高学年部分に教科担任制を導入していくとか、本町ならでは、そして義務教育学校ならではの学校づくりに今後努めていきたいなと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（大野君）

眞島議員。

3番（眞島君）

私の質問、ちょっととりとめのない質問をしたかなというふうに思いますけれども、今後北空知では初めての義務教育学校の開設ということで、それぞれ注視されているのかなと思いますので、お手本となるよう

な学校教育を進めていただきますことをお願いを申し上げさせていただきまして、私の質問を終わらさせていただきます。

有難うございました。

議 長（大野君）

以上で眞島議員の質問を終わります。

11時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時2分

再開 午前11時11分

会議を再開します。

---

（日程第7 承認第4号「専決処分の承認を求めるについて〔令和7年度秩父別町一般会計補正予算（第3号）について〕」）

議長（大野君）

日程第7、承認第4号「専決処分の承認を求めるについて〔令和7年度秩父別町一般会計補正予算（第3号）について〕」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、承認第4号に対しての質疑に入ります。 質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。 承認第4号は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

---

(日程第8 議案第33号「町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第8、議案第33号「町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第33号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員

2 番 (金子君)

1点だけちょっと確認させてください。2ページ目のですね、第3号の当該意向に配慮しなければならないというふうにありますけれども、これは町長が認めるかどうかということだと思いますけれども、そうしたら職員の方ですね、それを申し出した時に、今日は勘弁してくれ、今日は仕事してくれっていうことも考えられるということで理解してよろしいですか。

議 長 (大野君)

総務課長。

総務課長 (中野君)

この子どもが生まれただとか、3歳に満たない子がいるだとか、そういう

った環境において、自宅での生活環境、あるいは職場での職場環境、こういったことを全体的に勘案して、そういったことを町長が勘案して配慮、全体的に配慮して、こういった必要な制度の活用ですとか、意向確認だとか、そういったことをしていきましょうというような趣旨になっています。

議 長（大野君）

金子議員。

2 番（金子君）

何かちょっと、はっきりちょっと分からなかったのですけれども、イエスかノーかでいいと思うのですよね。

そういう、町長は今回は休み取るのは勘弁、諦めてくれと言えるのかどうかっていうことを聞きたかったのです。

議 長（大野君）

総務課長。

総務課長（中野君）

当然休暇を取りなさい、申請があったものに対して、許可を出すわけですから、当然イエスもありますし、ノーもありえると。

2 番（金子君）

分かりました。

議 長（大野君）

よろしいですか。

2 番（金子君）

はい。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第33号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案どおり可決いたしました。

---

(日程第9 議案第34号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議長(大野君)

日程第9、議案第34号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長(中野君)

別紙議案により説明

議長(大野君)

これより、議案第34号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第34号は、原案どおり決定することにご異議あ

りませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案どおり可決いたしました。

---

（日程第10 議案第35号「秩父別町奨学資金条例の全部を改正する条例の設定について」）

議長（大野君）

日程第10、議案第35号「秩父別町奨学資金条例の全部を改正する条例の設定について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 教育次長。

教育次長（成瀬君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第35号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員。

2番（金子君）

この度ですね、奨学資金条例、償還支援金貸与事業創設していただいて、大変町民の皆さんというか、こちらにいらっしゃっていただける若者が1人でも2人でも増えたらいいなと心から思っている次第であります。

それで内容についてですね、2点ほどちょっと確認なのですが、第16条今回の支援資金の額について定めておりますが、これは上限が300万ということなのですけれども、これは当然借りた人、貸し出しした方に役場が払うっていうことでよろしいでしょうか。それは一遍に払うということでしょうか。

議長（大野君）

教育次長。

教育次長（成瀬君）

金子議員のおっしゃるとおり、奨学資金を借り入れた者に対して一括して、奨学金の繰り上げ償還のために一括して貸与します。

議長（大野君）

はい。

2番（金子君）

有難うございます。

それともう1点、第22条に連帯保証人という言葉がありますけれども、免除要件っていうか、償還免除の要件がところどころに書いてありますが、最後に必ず行政の条例には教育委員会が認めたときとか、町長が認めたときという言葉が大体入っているのですけれども、例えば、例えばっていうかこの償還免除、返還免除以外の理由で例えれば自己都合で会社を辞めた、役場でもいいですけれども辞めた、それでどこか転出してしまいました、そうしたらその時には、返還の対象になると思いますが、その辺はいかがでしょう。

議長（大野君）

教育次長。

教育次長（成瀬君）

議員のおっしゃるとおり、要件を満たさず途中で転出したり、就労できなくなったりした場合には、返還猶予しているのですけれど、それをやめて、返還をしてもらうことに。

議長（大野君）

金子議員。

2番（金子君）

その場合ですね、連帯保証人、もし本人と例えば連絡がつかなくなったりなんかして返還、返済が滞った場合、この保証人に請求をすることは考えていますか。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（成瀬君）

本人が払えなくなったり、払わない場合は連帯保証人に請求をいたします。

2 番（金子君）

分かりました。

議 長（大野君）

よろしいですか。

2 番（金子君）

はい。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）

資料の3ページの第15条の3項ですか、町内の事業所という表記がありますが、これの解釈としては、例えば農業の個人経営のところも含まれるというような感覚でよろしいのでしょうか。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（成瀬君）

町内の個人事業所、農業経営者も該当すると考えております。

8 番（藤岡君）

どうも有難うございます。

議 長（大野君）

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第35号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案どおり可決いたしました。

---

（日程第11 議案第36号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」、  
日程第12 議案第37号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」、  
日程第13 議案第38号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更  
について」）

議 長（大野君）

日程第11、

議案第36号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」、

日程第12、

議案第37号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」、

日程第13、

議案第38号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」

て」の3件を一括議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第36号、議案第37号、議案第38号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 松永議員。

1番（松永君）

この変更についてですが、江差町と上ノ国町が脱退ということでありますけれども、どのような理由で脱退して。

例えば町もこの先そういうことが起こり得ることなのかどうかということは分かるでしょうか。

議長（大野君）

町長。

町長（瀧谷君）

脱退の理由は聞いておりませんけれども、おそらく解散したのだろうと。

例えば、それぞれの給食組合が給食センターをつくったとか、何らかの理由でおそらく他のところとまたつくれば、おそらく入ってきますので、おそらく解散したのだろうとしか想像でしかありませんけれども。

今のところうちの町としては、北空知、深川市を中心としたいろんな組合、これを脱退、あるいは再編ということは考えてはいない。

ただ、これから今の一部事務組合のあり方については、今深川市と色々検討しておりますけれども、今ままの数でいいのかっていうことはありますけれど、今のところうちだけ抜けるとかということは考えてはおりません。

議長（大野君）

いいですか。

1番（松永君）

はい、分かりました。

議長（大野君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第36号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第37号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第38号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案どおり可決いたしました。

---

（日程第14 議案第39号「工事請負契約の変更について（秩父別町義務教育学校長寿命化改修工事）」）

議 長（大野君）

日程第14、議案第39号「工事請負契約の変更について（秩父別町義務教育学校長寿命化改修工事）」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。建設課長。

建設課長（ 笹木君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第39号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第39号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案どおり可決いたしました。

---

（日程第15 議案第40号「令和7年度秩父別町一般会計補正予算（第4号）について」）

議 長（大野君）

日程第15、議案第40号「令和7年度秩父別町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第40号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 寺迫議員。

6 番（寺迫君）

10ページ、財産管理で駐車場改修設計なのですが、監視塔の解体と車庫の移設というふうな形で説明を受けたのですが、大きな石とか、あと今車庫が東西に並んでいるのですが、あれを南北にするのか、ちょっとレイアウトをもう少し詳しく教えていただけますか。

議 長（大野君）

町長。

町 長（瀧谷君）

大きな石は動かす気はありません。とてもそんな、金がかかるのでやりません。

あと車庫とかの配置については、それを描いてもらうための100万円であって、私どもはあの車庫あのままではいかんと思っておりますので、どこかに振らんといけないと思っていてどうするか、今の芝生の位置も含めて、監視塔の存廃も含めて、全て絵を描いてもらいたいということで、それから経費も出していただきたいということで、設計に出そうというふうに考えております。

6 番（寺迫君）

分かりました。

議 長（大野君）

よろしいですか。

6 番（寺迫君）

はい。

議 長（大野君）

他に。 金子議員。

2 番（金子君）

13 ページ、負担金補助及び交付金の商工振興対策補助金 89 万円ですけれども、金額が出ているということは大まかな拡大する内容、観光協会から聞いていますけれども、概要をお知らせください。

議 長（大野君）

産業課長。

産業課長（大山君）

ちつぶスノーフェスティバルの増額でございますが、例年、例年といいますか近年スポーツセンターの周りで冬のアクティビティですとか、協働隊の方に協力していただいての出店ですとかそういったことを、あと花火ですね、やっておりましたが、今年につきましては、焼肉をその場所でやろうという計画がありまして、主な増の原因は焼肉をやることによる支出の増ということになっております。

議 長（大野君）

金子議員。

2 番（金子君）

すみません、ちょっと聞き漏らしたかもしれないけれども、焼肉はどこでやるのですか。

議 長（大野君）

産業課長。

産業課長（大山君）

スポーツセンターの何て言うのでしょうか、吹き抜けと言うのでしょうか、あそこ、表でやることを想定しております。

議長（大野君）

金子議員。

2番（金子君）

あの吹き抜けでやるということは、そんなに大勢の方が飲み食いできるわけじゃないと思うのですけれども、そのフェスティバルやっている3時間か4時間かちょっと忘れましたけれども、その間に来た人が何て言うのですか、30分でも20分でも食べて・飲んでっていうことを想定しているということですか。

議長（大野君）

産業課長。

産業課長（大山君）

フェスティバルの時間自体は13時から18時までを予定しております、焼肉につきましては、一応焼肉が16時から18時の2時間を予定しているところでございます。

議長（大野君）

金子議員。

2番（金子君）

大体何人ぐらい座れる席を用意するのですか。

議長（大野君）

産業課長。

産業課長（大山君）

焼肉のコンロといいますか、七輪を想定しているようなのですが、40台を想定しているようでございます。

議長（大野君）

金子議員。

2番（金子君）

たくさん来ていただけることを祈っております。

それともう1点ですね、スノーフェスティバル、私も何年か協働隊の方で参加をさせていただいておりますけれども、スノーフェスティバルの趣旨というか、誰を楽しませるのかっていうと、子ども子育て応援宣言だから子どもを中心に楽しませているっていう答弁があればまた別ですけれども、個人的な希望ですけれども、もうちょっと高齢者っていいですかね、大人の方がですね、参加できるというか、おいでいただけるような内容も少し検討した方がいいのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

議長（大野君）

産業課長。

産業課長（大山君）

確かに以前にそのようなご意見を金子議員の方からいただいたやに記憶しておりますが、それを受けまして焼肉を今回企画したところでございます。

議長（大野君）

いいですか。金子議員。

2番（金子君）

それも、焼肉食べてビール飲むっていうのも、私は行こうと思いますけれども、他の方はどうかちょっと分からぬのですけれども。

今後ですね、今年はもうどうしようもないと思いますけれども、今後皆さんで知恵をしづってですね、昼間も何かこう、我々60歳以上の町民がですね、楽しめるような、行ってみようかなっていうようなメニューをですね、考えていきたいと思いますけれども、担当課長としてはどうですか。

議長（大野君）

産業課長。

産業課長（大山君）

このちっぷスノーフェスティバルにつきましては、観光協会を中心となつておりますが、その構成員として町も当然含まれておりますので、その辺のことも各関係団体と調整しながら、新たな町民にたくさん来ていただけるような内容っていうのを練っていきたいと思っております。

2番（金子君）

よろしくお願ひします。

議長（大野君）

いいですか。

2番（金子君）

はい。

議長（大野君）

他に質疑はございませんか。　岡崎議員。

4番（岡崎君）

2、3、ちょっと教えていただきたいと思います。

まず自治振興費の役務費ですか、ふるさと納税にかかる補正だと思いますけれども、手数料で8,468万2千円という形になってございますけれども、この間からいろんな報道見ておりますと、ポータルサイトでポイント

付加をして顧客の何て言うのですか、囲い込みっていいですか、それをやっているのを廃止しようというようなものが国の方から指示されて、色々なポータルサイトの会社が反発しているというような話が報道されていたと思うのですけれども、ポイント制度がですね、廃止になった場合にこの手数料っていうのが減額になる可能性っていうのはあるのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

議長（大野君）

企画課長。

企画課長（北垣君）

ポイントの関係なのですけれども、ポイント還元が廃止になりましたとなりましても、手数料の方の減額、それはないというふうに聞いております。以上です。

議長（大野君）

岡崎議員。

4番（岡崎君）

ないですね。

企画課長（北垣君）

はい。

議長（大野君）

よろしいですか。岡崎議員。

4番（岡崎君）

次に保健体育施設費、ふれあいプラザですか、この防雪柵の改修が約300万出てございますけれども、改修の内容については、具体的にどのような改修をされるのかお聞きしたいと思います。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（成瀬君）

改修の内容でございますけれども、プラザ北側に設置する防雪柵7台をより丈夫な鉄骨の柱に立てかけるため改修するのですが、7台をより丈夫な鉄骨の柱に立てかけれるように改修をいたします。

その具体的な内容ですけれども、防雪柵の左右の上部と下部に鉄骨の柱に立てかけれるようなアームみたいなものを作つて、それを鉄骨の柱に立てかける、引っかけるようにできるようにいたします。

そのことによって、今まで丈夫じゃない壁に圧がかかっていたのすれども、それを丈夫な柱に圧がかかるようにすることで、外壁の破損等を防ぎたいというものです。

議 長（大野君）

岡崎議員。

4 番（岡崎君）

今のお話ですと、何か上と下にアームをつけて柱に立てかけるということで、アームを取り付ける費用で300万というふうに、1ヶ所40万ぐらいになるのですか、 $40 \times 7 = 280$ ですね、という内容なのですね。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（成瀬君）

概ねそのとおりでございます。それに囲い等の作業場所の養生だったり、清掃だったり、そういうことも含まれてはいますけれども、概ねそのとおりでございます。

議 長（大野君）  
よろしいですか。

4 番（岡崎君）  
はい。

議 長（大野君）  
岡崎議員。

4 番（岡崎君）  
もう1点、わずかな金額なのですけれども、企画費の中の委託料ですか、空家等緊急安全措置という形で40万4千円の補正がされてございますけれども、これは今住む人がいなくなって、持ち主が特定できないような状態になっている家の屋根の雪の処理が近所に迷惑をかけるからやるのだっていうふうな形で説明を受けたのですけれども、そのとおりなのでしょうか。

議 長（大野君）  
企画課長。

企画課長（北垣君）  
総務課長から説明がありましたとおり、所有者がお亡くなりになりました、相続の方も放棄された家でございます。

その家で近隣にご迷惑をかけることが確実なものですから、今回補正をさせていただいて、対応したいと考えているものでございます。

議 長（大野君）  
岡崎議員。

4 番（岡崎君）  
以前、個人の名前を出していいのかどうか分からぬのですけれども、

協栄町内会のある家が最終的に国のものになって、その後取り壊しに何百万かかかったというような事例があったのですけれども、ここもいずれそのような形になる可能性っていうのは、どうなのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

議 長（大野君）

企画課長。

企画課長（北垣君）

正しく同じような形をとりたいと思っておりまして、早急に対応ができないものですから、今回とりあえず冬場の対応をさせていただいて、次年度以降にそういった対応をとりたいと考えてございます。

議 長（大野君）

岡崎議員。

4 番（岡崎君）

分かりました。

それで、最終的に強制代執行できるような形には、何年ぐらいの年月を要するのですか。

議 長（大野君）

企画課長。

企画課長（北垣君）

早くして来年度できるかなと思ってございます。

4 番（岡崎君）

分かりました。

議 長（大野君）

他に質疑は。

(なしの声)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第40号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案どおり可決いたしました。

---

(日程第16 議案第41号「令和7年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」)

議長(大野君)

日程第16、議案第41号「令和7年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。住民課長。

住民課長(塩地君)

別紙議案により説明

議長(大野君)

これより、議案第41号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第41号は、原案どおり決定することにご異議あ

りませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案どおり可決いたしました。

---

(日程第17 議案第42号「令和7年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」)

議長(大野君)

日程第17、「議案第42号「令和7年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。住民課長。

住民課長(塩地君)

別紙議案により説明

議長(大野君)

これより、議案第42号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第42号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案どおり可決いたしました。

---

(日程第18 議案第43号「令和7年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」)

議長（大野君）

日程第18、議案第43号「令和7年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第43号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第43号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第19 認定第1号「令和6年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第20 認定第2号「令和6年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第21 認定第3号「令和6年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第22 認定第4号「令和6年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第23 認定第5号「令和6年度秩父別町農業集落排水事業会計決算の認定について」、日程第24 認定第6号「令和6年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について」）

議長（大野君）

日程第 19、

認定第 1 号「令和 6 年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、  
日程第 20、

認定第 2 号「令和 6 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

日程第 21、

認定第 3 号「令和 6 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、

日程第 22、

認定第 4 号「令和 6 年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、

日程第 23、

認定第 5 号「令和 6 年度秩父別町農業集落排水事業会計決算の認定について」、

日程第 24、

認定第 6 号「令和 6 年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について」、  
以上 6 件を一括議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

お諮りいたします。本件は、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査をすることに決定いたしました。

(延会宣言)

議長（大野君）

お諮りいたします。本日の会議は、この程度に留め延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、9月11日午後3時30分から本会議を再開しますので、定刻までにご参集願います。

なお、決算審査特別委員会の委員長の互選を行うための秩父別町議会委員会条例第7条第1項の規定により、決算審査特別委員会を午後1時30分からこの場において行いますので、ご参集願います。

ご苦労様でした。

延会 午後0時21分